

一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院
指定介護予防通所リハビリテーション運営規程

《事業の目的》

第一条 一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院が開設する指定介護予防通所リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が、居宅要支援者（主治医がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限り。）について、その者の療養において、その介護予防を目的とする。

《運営の方針》

第二条 (1) 事業所の理学療法士等は、利用者の要支援状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的にサービスを提供するものとする。
(2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

《事業所の名称等》

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。
(1) 名 称： 一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院
(2) 所在地： 千葉県八千代市米本 1808 番地

《従業員の職種、員数、及び職務内容》

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
(1) 管理者（院長）：1 名（常勤職員）
(2) 勤務医（医師）：1 名（常勤職員）
 診察や運動機能検査等を行い、その結果を基に指定介護予防通所リハビリテーション計画やケアマネ用の計画に指導・助言あるいは必要な指示を行うものとする。
(3) 理学療法士等 理学療法士：3 名（常勤職員）
 作業療法士：2 名（常勤職員）
(4) 助手：2 名（常勤職員）

基本的動作能力の回復等を目的とする理学療法や応用的動作能力、社会的適応能力の回復等を目的とした作業療法等の治療法、言語聴覚機能に障害を持つ患者に対して行う言語聴覚機能療法等の治療法により構成し、いずれも実用的な日常生活における諸活動の実現を目的として行うものとする。

《指定通所リハビリテーションの利用定員》

第五条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。
(1) 1 単位：25 名

《営業日及び営業時間》

第六条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日： 月曜日から土曜日までとする。
但し、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）については、休日とする。
- (2) 営業時間： 8時30分から17時までとする。
10時30分から11時49分までとする。（サービス提供時間）
13時から14時19分までとする。（サービス提供時間）
14時40分から15時59分までとする。（サービス提供時間）
- (3) 定員25名（通所リハビリテーション利用者を含む） 1日3回提供

《指定介護予防通所リハビリテーション事業の内容》

第七条 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 生活環境への適応
- (3) 廃用症候群の予防
- (4) 基本動作能力の維持・回復
- (5) 日常生活活動の維持・回復
- (6) 対人・社会交流の維持・拡大
- (7) 療養生活や介護方法の指導（介護負担の軽減）
- (8) 日常生活の自立に向けての指導
- (9) 福祉用具利用・住宅改修に関する助言

《指定介護予防通所リハビリテーション事業の利用料等》

第八条 介護保険における指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証記載の額とする。厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示する。

介護保険各法における指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護予防通所リハビリテーション費）によるものとし、利用者負担額は、その1割（一定以上所得者の場合、その2割又は3割）の額とする。

- (1) 基本利用料
 - ・ 要支援被保険者
介護予防通所リハビリテーション費 及び 加算分 介護保険被保険者証記載のとおり。
- (2) その他料金
 - ・ サービス提供記録等の複写物の閲覧または交付する場合、A4サイズは1枚22円、A3サイズは1枚43円とする。
 - ・ 日常生活上必要な物品は実費負担とする。

《通常の事業の実施地域》

第九条 通常の事業の実施地域は、八千代市・佐倉市・白井市・千葉市花見川区・習志野市の一部・船橋市の一部・印西市の一部・四街道市の一部・鎌ヶ谷市の一部の区域とする。

（習志野市・船橋市・印西市・四街道市・鎌ヶ谷市は八千代リハビリテーション病院から直線距離で10km）

《緊急時における対応方法》

- 第十条 (1) 理学療法士等は、指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。
- (2) 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医、介護支援専門員等に報告しなければならない。

《相談・苦情処理》

- 第十一条 (1) 事業者は、利用者からの指定介護予防通所リハビリテーションに関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応致します。
- (2) 事業者は、利用者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いも致しません。

《サービス利用に当たっての留意事項》

- 第十二条 (1) 事業所は、利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供をうける際に、利用者側が留意すべき事項(機能訓練室を利用する際の注意事項等)について、以下のとおり規程する。
- ① 個々の自主訓練において、理学療法士等により使用の許可された以外の器具の使用は、控えて下さい。
 - ② 体調不良の場合は、事前にお知らせ下さい。訓練中の場合は、その都度お知らせ下さい。
 - ③ 非常災害により、通所リハビリテーションの実施が困難な場合もございますので、ご了承ください。

《非常災害対策》

- 第十三条 (1) 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う体制を整備する。
- ① 非常災害時の関係機関への通報
自動火災通報装置整備
 - ② 避難、救出その他必要な訓練
防火管理者1名配置
年2回避難訓練

《虐待防止に関する事項》

- 第十四条 (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと致します。
- ① 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施。
 - ② その他虐待防止のために必要な措置。

- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものと致します。

《その他運営についての重要事項》

第十五条 (1) 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

採用後1ヶ月以内

② 継続研修年2回

- (2) 理学療法士等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
(3) 理学療法士等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、理学療法士等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、理学療法士等との雇用契約の内容とする。
(4) いかなる状況においても、居宅要支援者等の自由を制限するような身体拘束は行わない。
(5) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は一般社団法人 巨樹の会 八千代リハビリテーション病院内での協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

令和4年7月1日 一部改正

令和6年5月1日 一部改正

令和6年12月1日 一部改正

令和7年5月1日 一部改正